第百九十八条から第二百二条までを次のように改める。

（研究開発課の所掌事務）

第百九十八条　研究開発課は、統計技術の研究に関する事務をつかさどる（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

（統計技術向上支援課の所掌事務）

第百九十九条　統計技術向上支援課は、統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（研修企画課の所掌事務）

第二百条　研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研修に関する計画の作成に関すること。

二　前号に掲げる計画の実施に関すること。

三　研修を受けるため統計研究研修所に入所する者（以下この号、第二百二条並びに第二百五条第三項及び第四項において「研修生」という。）の入所、退所及び修業その他研修生の身分の取扱いに関すること。

四　学籍簿の作成及び保管に関すること。

五　研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。

（新規情報活用技術研究官の職務）

第二百一条　新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の調査及び研究に当たる。

（統括教授の職務）

第二百二条　統括教授は、研修生に対する高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たり、並びに教官及び教授の行う事務を統括する。

第二百五条の見出し及び同条第一項中「統計研修所」を「統計研究研修所」に改め、同条第三項及び第四項中「統括研究官、主任研究官及び」を削る。

第三百三十一条中「及び新任教官科」を「、新任教官科及び現任教官科」に改める。

附則第十五条の二中「第七十五条第十項各号」を「第七十五条第九項各号」に改め、附則第十五条の七を附則第十五条の八とし、附則第十五条の三から第十五条の六までを一条ずつ繰り下げ、附則第十五条の二の次に次の一条を加える。

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審査官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二　国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関すること（次条に掲げるもの及び附則第十五条の五に規定するものを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省令第二十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表定員の欄中

四、六一一人	
一七〇人	を
四、七八一人	

に改める。

四、五九八人	
一七一人	に改める。
四、七六九人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十九年九月三十日までの間	四、六三〇人

○総務省令第二十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一条ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）

第二十条　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車であつて、同条に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項の規定により同法第四条の規定が適用されない場合にあつては、ロに掲げる申請）の手続（イに掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による同規則第一条第一項の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）

イ　自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書に規定する申請

ロ　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

二　道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

2　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一　前項第一号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会

二　前項第二号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。